最近の主な不公正取引に係る課徴金勧告事例（2/3）

勧告日		課徴金額
◆ 平成21年 7月 8日	株式会社ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引事案 （銀行員による情報伝達者）	71万円

＜この時期、TOB事実に基づく公開買付者等関係者及び情報受領者による内部者取引に対する勧告事案が増加＞

◆ 平成21年10月23日	公開買付者従事者からの情報受領者である税理士による内部者取引事案	82万円
◆ 平成21年11月20日	フタバ産業株式会社社員からの情報受領者による内部者取引事案	258万円
◆ 平成21年12月15日	株式会社日立製作所社員からの情報受領者による内部者取引事案 （以上2件は、会社関係者から伝達を受けた親族が違反行為を実行）	752万円
◆ 平成22年 3月30日	契約締結交渉先の社員からの情報受領者である税理士による内部者取引事案	14万円
◆ 平成22年11月16日	東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引事案	118万円
◆ 平成22年11月26日	契約締結交渉先の社員からの情報受領者である税理士2名による内部者取引	31万円 10万円
◆ 平成24年 2月 3日	髙木証券株式会社顧問による内部者取引事案	131万円
◆ 平成24年 3月21日	国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先（証券会社）の社員からの情報受領者による内部者取引事案	5万円
◆ 平成24年 5月29日	日本板硝子株式会社の契約締結交渉先（証券会社）の社員からの情報受領者による内部者取引事案	13万円

最近の主な不公正取引に係る課徴金勧告事例（3/3）

勧告日		課徴金額
◆ 平成24年 5月29日	株式会社みずほフィナンシャルグループの契約締結交渉先（証券会社）の社員からの情報受領者による内部者取引事案	8万円
◆ 平成24年 6月 8日	東京電力株式会社の契約締結交渉先（証券会社）の社員からの情報受領者2名による内部者取引事案 （うち1名については、海外に所在する違反行為者に対する初の課徴金勧告）	1，468万円 6万円
◆ 平成24年 6月29日	日本板硝子株式会社の契約締結交渉先（証券会社）の社員からの情報受領者であるジャパン・アドバイザリー合同会社による内部者取引事案	37万円
◆ 平成24年11月 2日	エルピーダメモリ株式会社の契約締結交渉先（証券会社）の社員からの情報受領者であるジャパン・アドバイザリー合同会社による内部者取引事案	12万円
◆ 平成24年12月13日	ヤフー株式に係る相場操縦事案 （不公正取引に係る課徴金最高額）	6，571万円

違反事実の概要

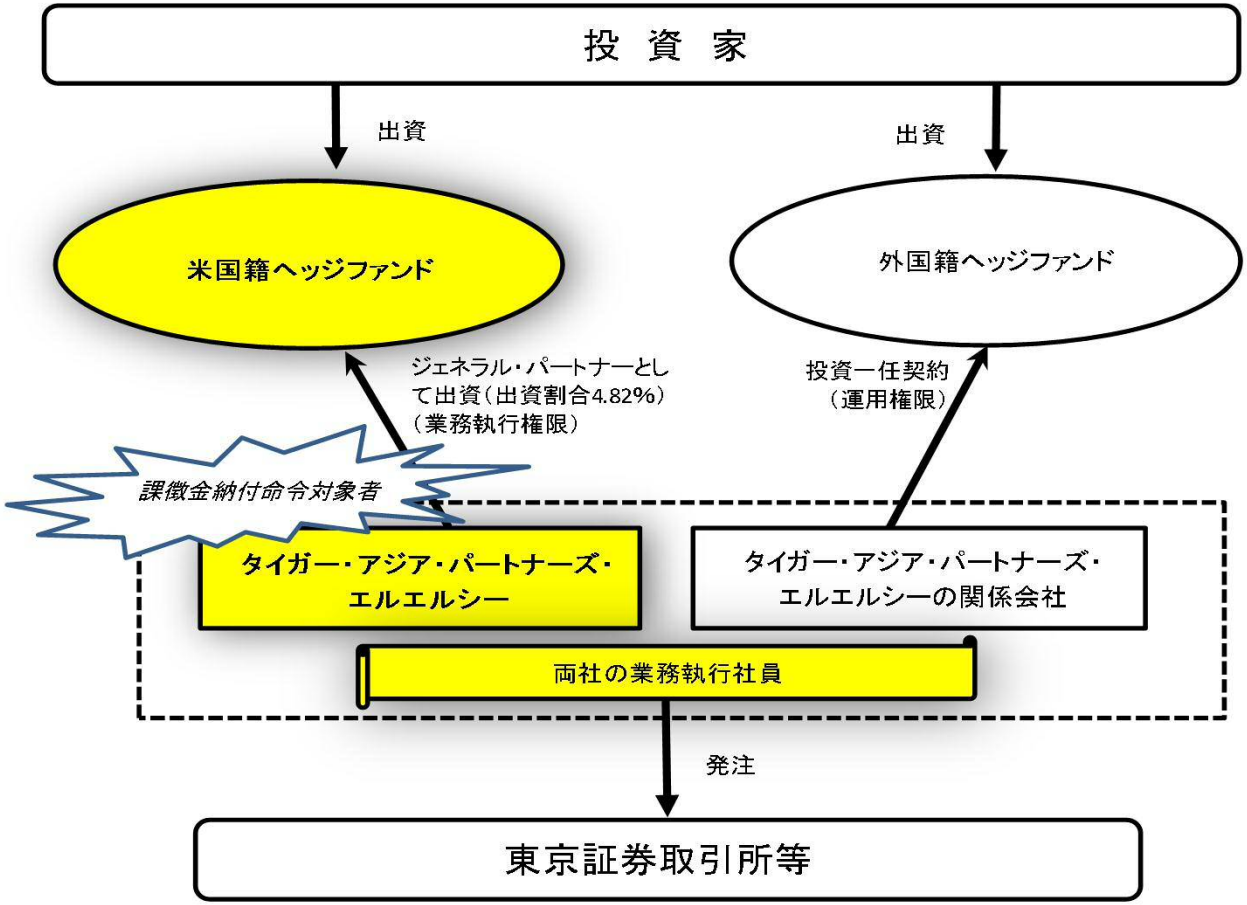

タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシーの業務執行社員は、平成21年3月17日の12:30頃から15:00頃までの間、複数の証券会社を使い、買付けの計らい注文により両ファンドの取引として一括発注（約定取引のうち43パーセントが米国籍ヘッジファンド名義による取引）。

これにより

ヤフー株式株価 24,310円 ⇨25,340円

課徴金事例集の公表

■証券監視委は、課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起こさないよう参考となる内容を加えたものを課徴金事例集として取りまとめ、公表している。

■本事例集が活用されることにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進が図られ、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に資するものと期待。

http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#jirei

TOB関連のインサイダー取引未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
  - FAの注意喚起等の役割
  - 情報伝達範囲・内容の限定
  - 情報管理態勢の強化
  - 守秘義務契約締結の奨励
  - 経緯書の内容の充実

TOB関連のインサイダー取引に関する詳細はこちらへ

http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm

課徴金納付命令までの流れ

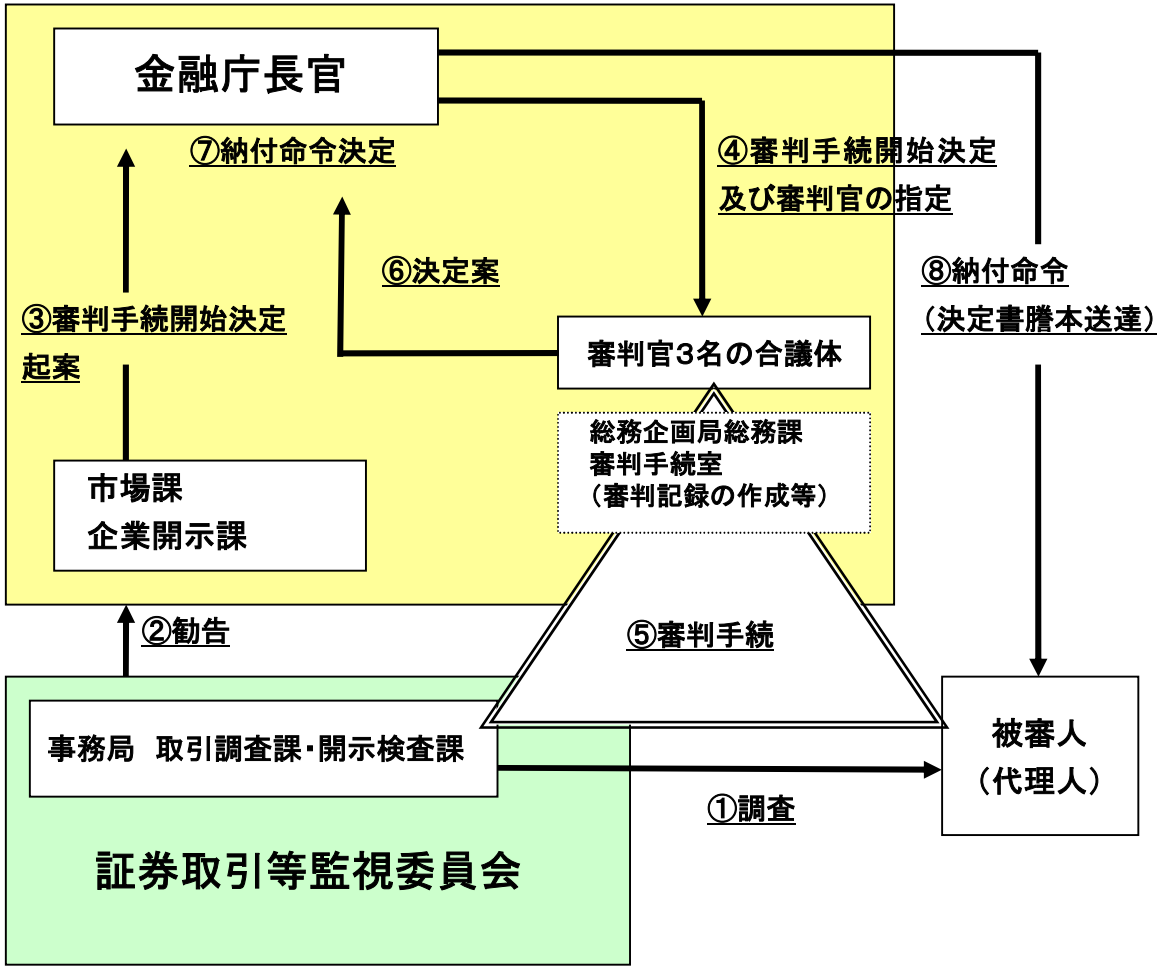

① 証券取引等監視委員会が調査

② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告

③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定

⑤ 審判官による審判手続

⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出

⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

審判手続について

1. 課徴金納付命令に係る勧告件数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
不公正取引	4	11	16	18	43	26	18	32
うち審判期日開催	－	－	－	－	1	3	2	3
開示	－	3	8	11	10	19	11	9
うち審判期日開催	－	－	－	－	1	2	2	0

2. 審判期日を経た審判事件

	審判事件名	審判開始（勧告）	審判終了（決定）	審判に要した期間	
1	味の素社員による内部者取引	21年6月19日	22年3月16日	270日（約9ヶ月）	
2	ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載	21年6月26日	22年6月25日	365日（12ヶ月）	※
3	JVCケンウッドHDに係る有価証券報告書等の虚偽記載	22年6月21日	22年12月9日	171日（約6ヶ月）	
4	インターアクション役員による内部者取引	22年7月9日	23年1月26日	201日（約7ヶ月）	
5	ジェイオーグループHDとの契約締結者からの情報受領者による内部者取引	22年8月27日	23年7月20日	327日（約11ヶ月）	
6	ディーディーエスに係る有価証券報告書等の虚偽記載	22年11月19日	23年10月3日	318日（約11ヶ月）	
7	インスペック株式に係る相場操縦	22年12月21日	23年12月26日	370日（約12ヶ月）	
8	酒井重工業株式に係る相場操縦	23年4月12日	23年12月13日	245日（約8ヶ月）	
9	ﾜｰﾙﾄﾞﾘｿｰｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝによる無届社債券募集	23年4月15日	23年9月22日	160日（約5ヶ月）	
10	クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載	24年1月27日	24年10月22日	269日（約9ヶ月）	
11	SJIとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引	24年3月16日	24年10月19日	217日（約7ヶ月）	※
12	日本板硝子の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引	24年6月29日	25年1月8日	193日（約6ヶ月）	
13	エルピーダメモリの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引	24年11月2日	25年4月16日	165日（約5ヶ月）	
14	岐阜銀行株式に係る相場操縦	24年11月16日	25年4月16日	151日（約5ヶ月）	

（注）※については、違反事実がないものとされた事案

公募増資に係るインサイダー取引事案

全国上場会社による国内株券発行額（新規公開以外）の推移

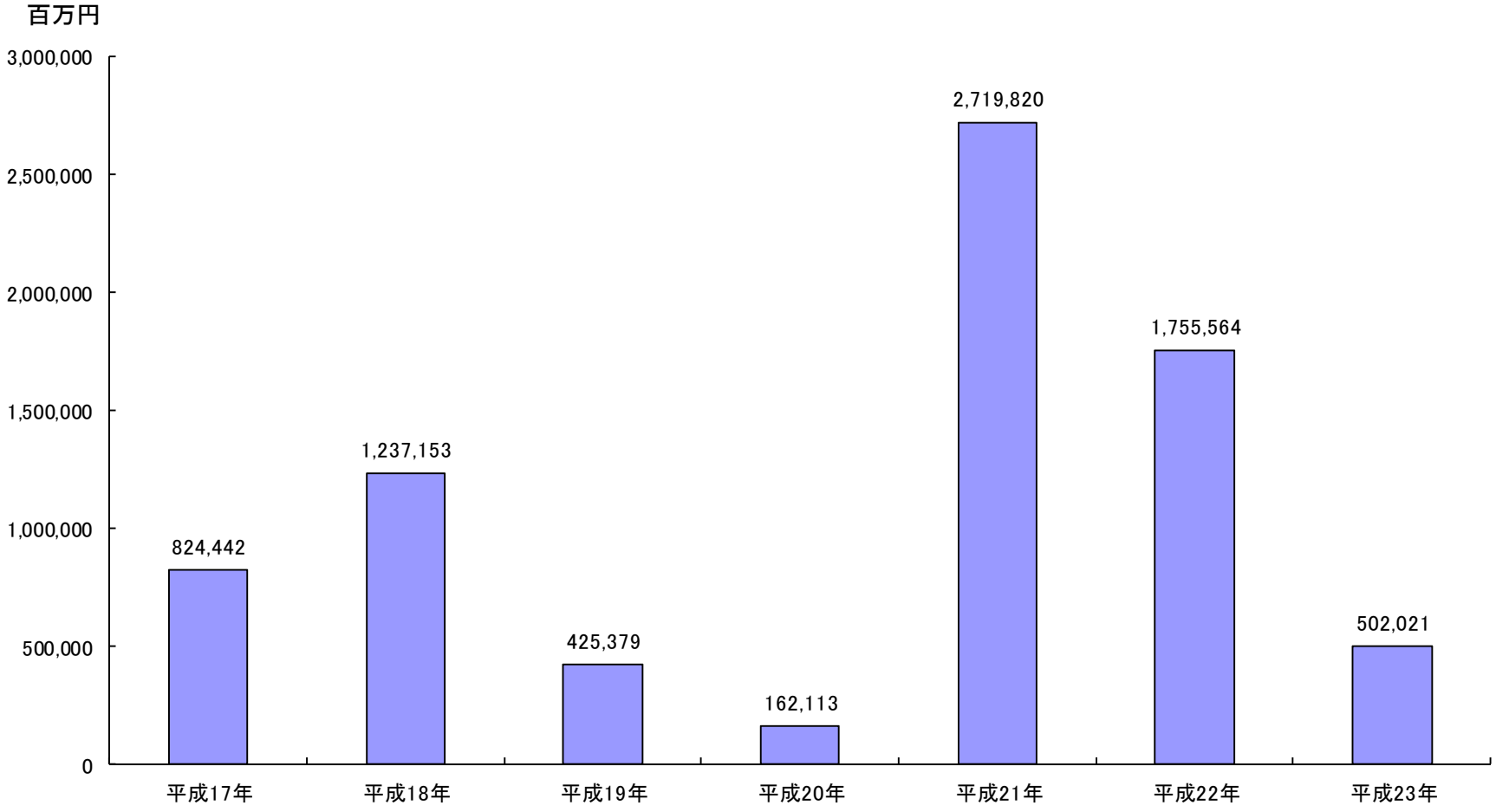

（出所）日本証券業協会「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」各年資料

「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

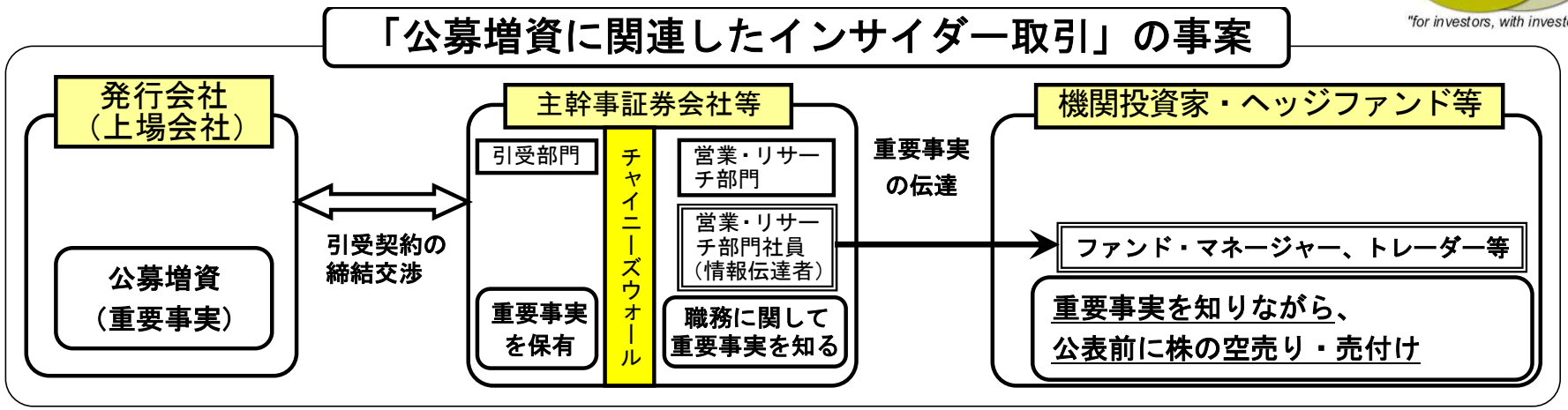

発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 （納付命令日）	課徴金額	〈参考〉 ファンドの 得た利得額	〈参考〉 違反行為の 取引金額
国際石油開発帝石	平成 22 年 ７月８日	野村證券	（旧）中央三井ｱｾｯﾄ信託銀行 （（現）三井住友信託銀行）	平成 24 年３月 21 日 （平成 24 年６月 27 日）	５万円	1,455 万円	1 億 124 万円
日本板硝子	平成 22 年 ８月 24 日	ＪＰモルガン	あすかｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	平成 24 年５月 29 日 （平成 24 年６月 26 日）	13 万円	6,051 万円	4 億 6,537 万円
みずほﾌｨﾅﾝｼｬﾙ ｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 22 年 ６月 25 日	野村證券	（旧）中央三井ｱｾｯﾄ信託銀行 （（現）三井住友信託銀行）	平成 24 年５月 29 日 （平成 24 年６月 27 日）	８万円	2,023 万円	1 億 8,418 万円
東京電力	平成 22 年 ９月 29 日	野村證券	ﾌｧｰｽﾄ･ﾆｭｰﾖｰｸ証券 個人	平成 24 年６月８日 （審判手続終結）	1,468 万円 ６万円	― ―	8,051 万円 44 万円
日本板硝子	平成 22 年 ８月 24 日	大和証券	ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ合同会社	平成 24 年６月 29 日 （平成 25 年１月８日）	37 万円	1,624 万円	5 億 4,178 万円
ｴﾙﾋﾟｰﾀﾞﾒﾓﾘ	平成 23 年 ７月 11 日	野村證券	ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ合同会社	平成 24 年 11 月２日 （平成 25 年４月 16 日）	12 万円	564 万円	3,041 万円

（注）ジャパン･アドバイザリー合同会社については、監視委からの取引調査に基づく行政処分勧告を受けて、関東財務局は、平成 24 年6月 29 日、投資助言･代理業の登録取消しの処分を実施。

野村證券については、監視委からの証券検査に基づく行政処分勧告を受けて、金融庁は、平成 24 年8月3日、業務改善命令を発出。

銘柄　　：日本板硝子（東1、大1:5202）
公表日　：平成22年8月24日　16時00分

5202 板硝子 東証 日足 10/7/23～10/9/10
日付:12/11/09　始:71,高:71,安:70,現値:71,-1,出来高:3961
MC:ﾛｳｿｸ足;単純移動平均[5]------[25]・・・・・・,MA5:187.40,MA25:203.40
S1:出来高[5]------[25]・・・・・・,V:25051,MA5:47556.200,MA25:24526.040

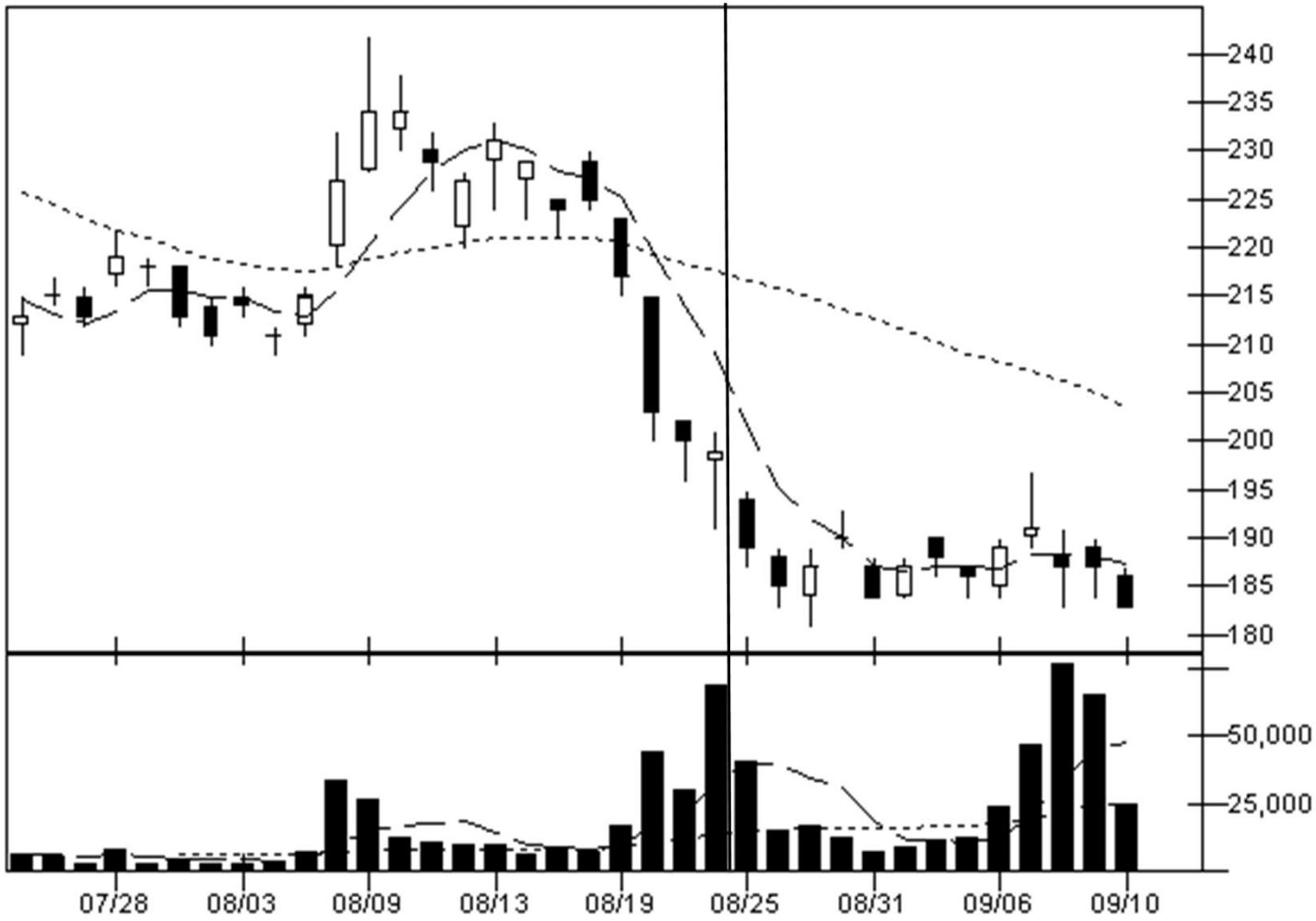

米国大手ヘッジファンドスキーム

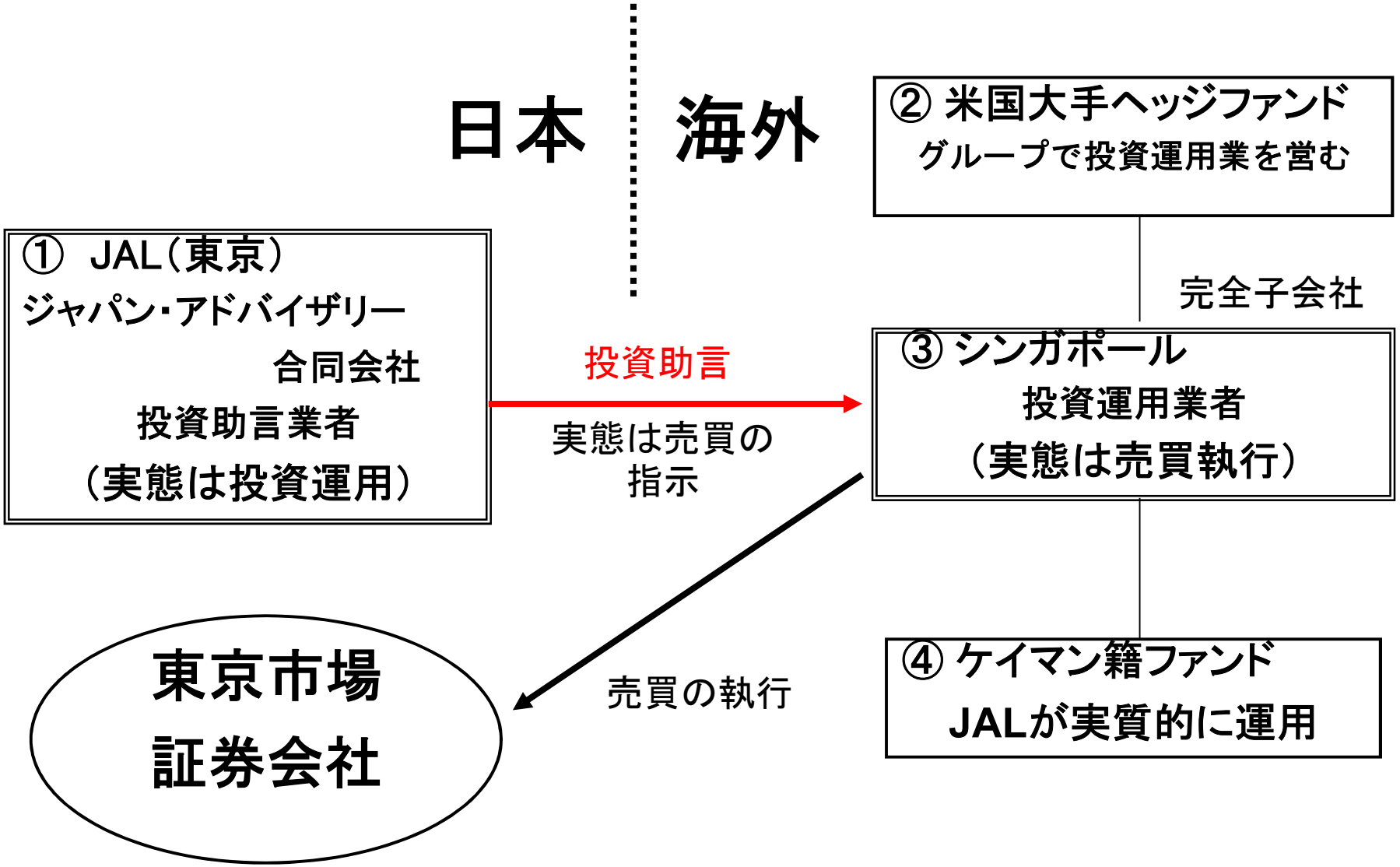

引受証券会社と内外のプロ投資家

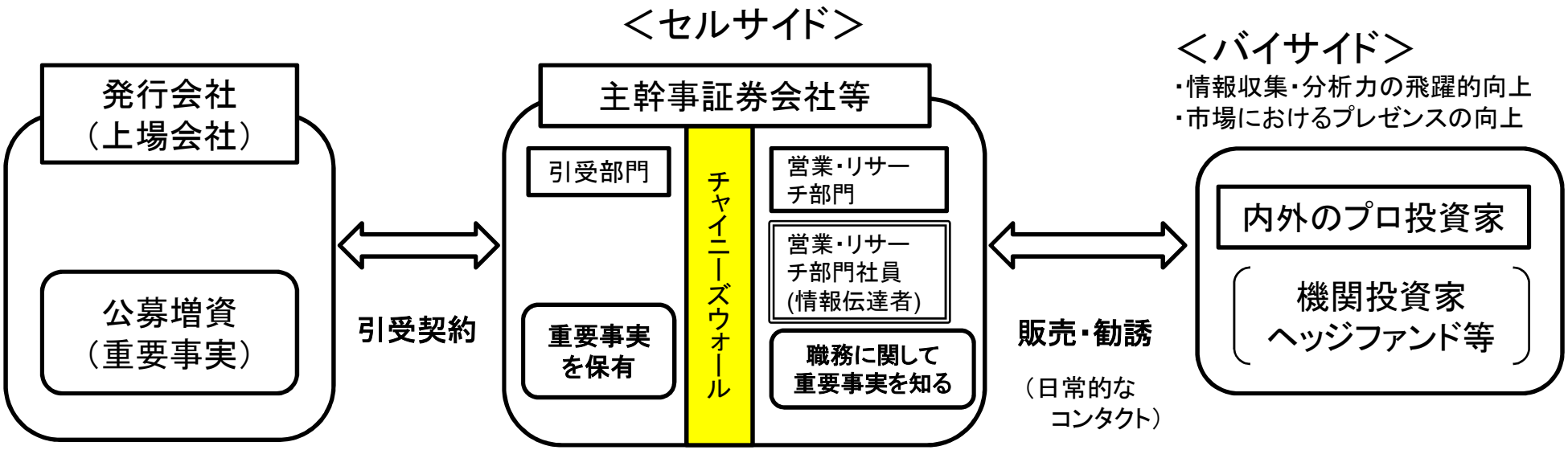

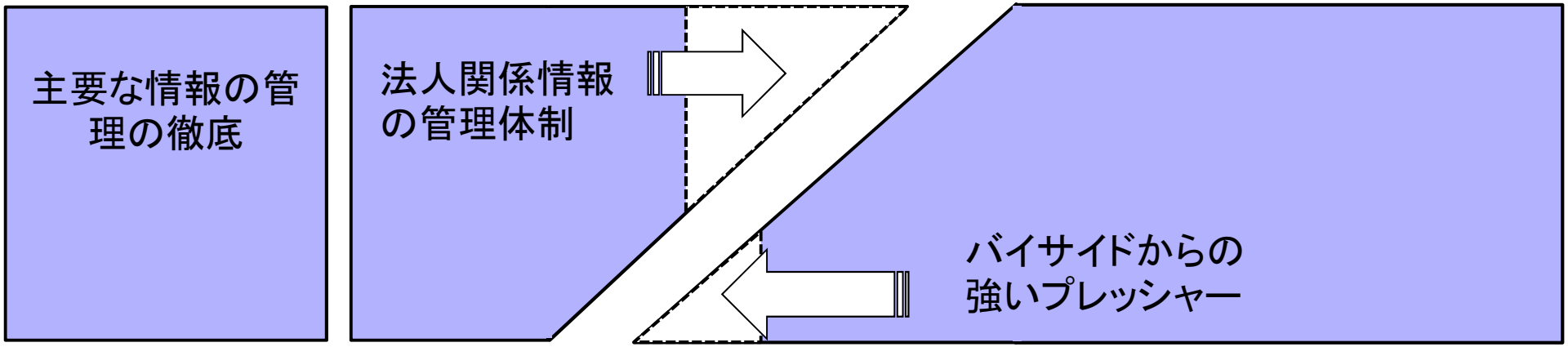

部分と全体

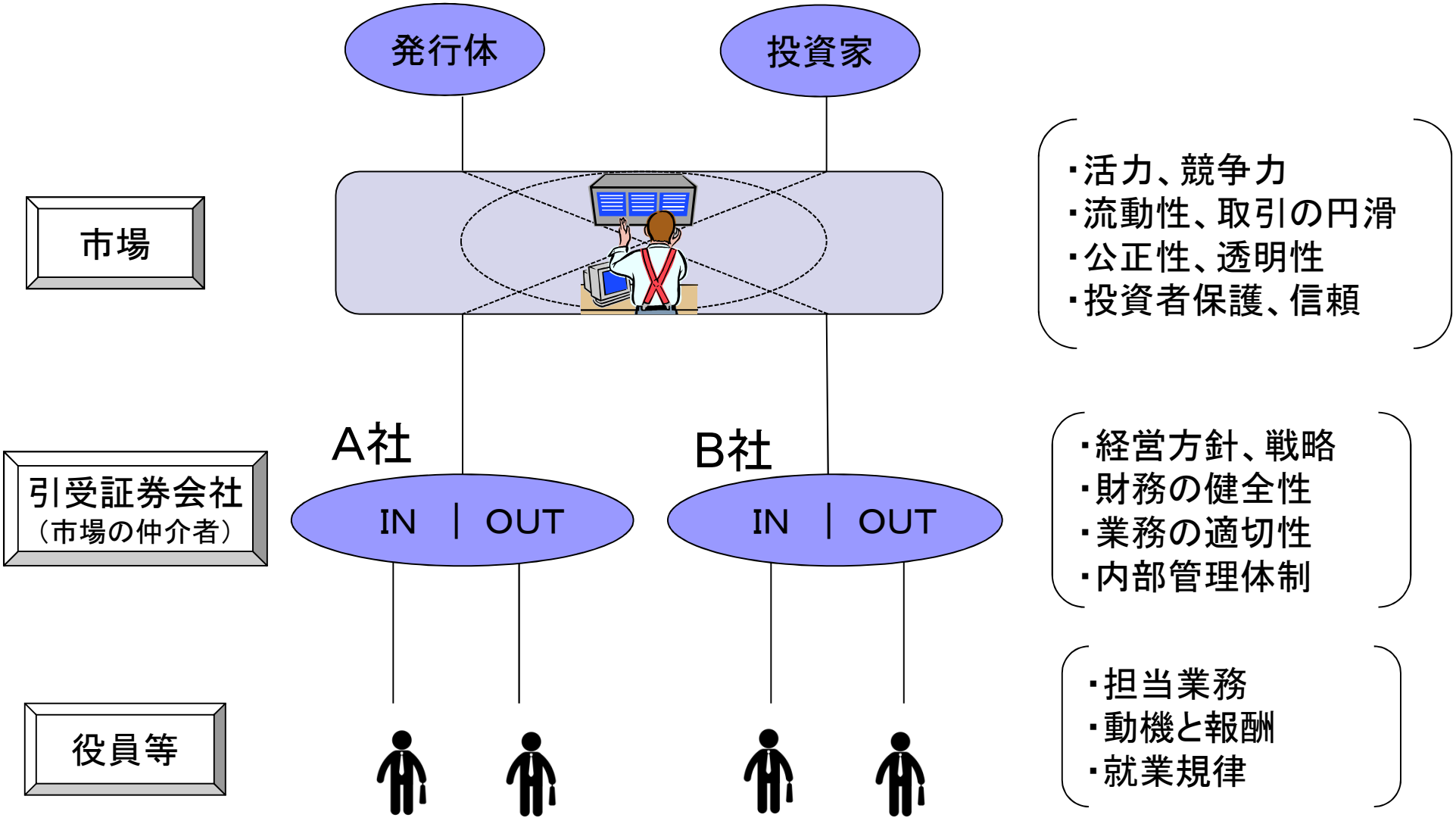
発行体
投資家
市場
・活力、競争力
・流動性、取引の円滑
・公正性、透明性
・投資者保護、信頼
A社
B社
引受証券会社
（市場の仲介者）
IN ｜ OUT
IN ｜ OUT
・経営方針、戦略
・財務の健全性
・業務の適切性
・内部管理体制
役員等
・担当業務
・動機と報酬
・就業規律

証券会社における法人関係情報の管理態勢（課題と取組み）のポイント

⇒ 機関投資家営業部門におけるインサイダー情報漏えいを踏まえ、法人関係情報の管理態勢を強化

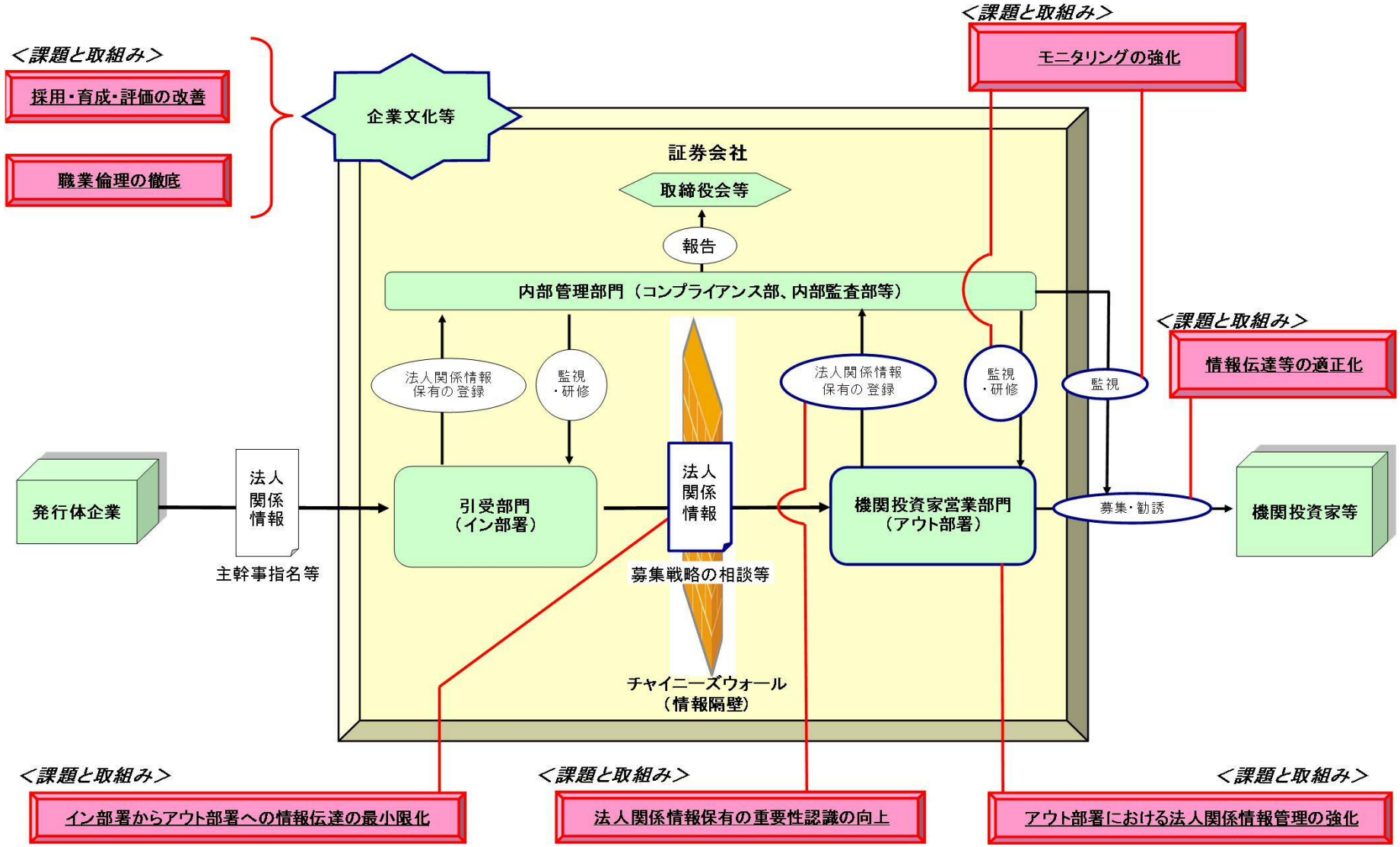

「公募増資に関連したインサイダー取引」事案への対応

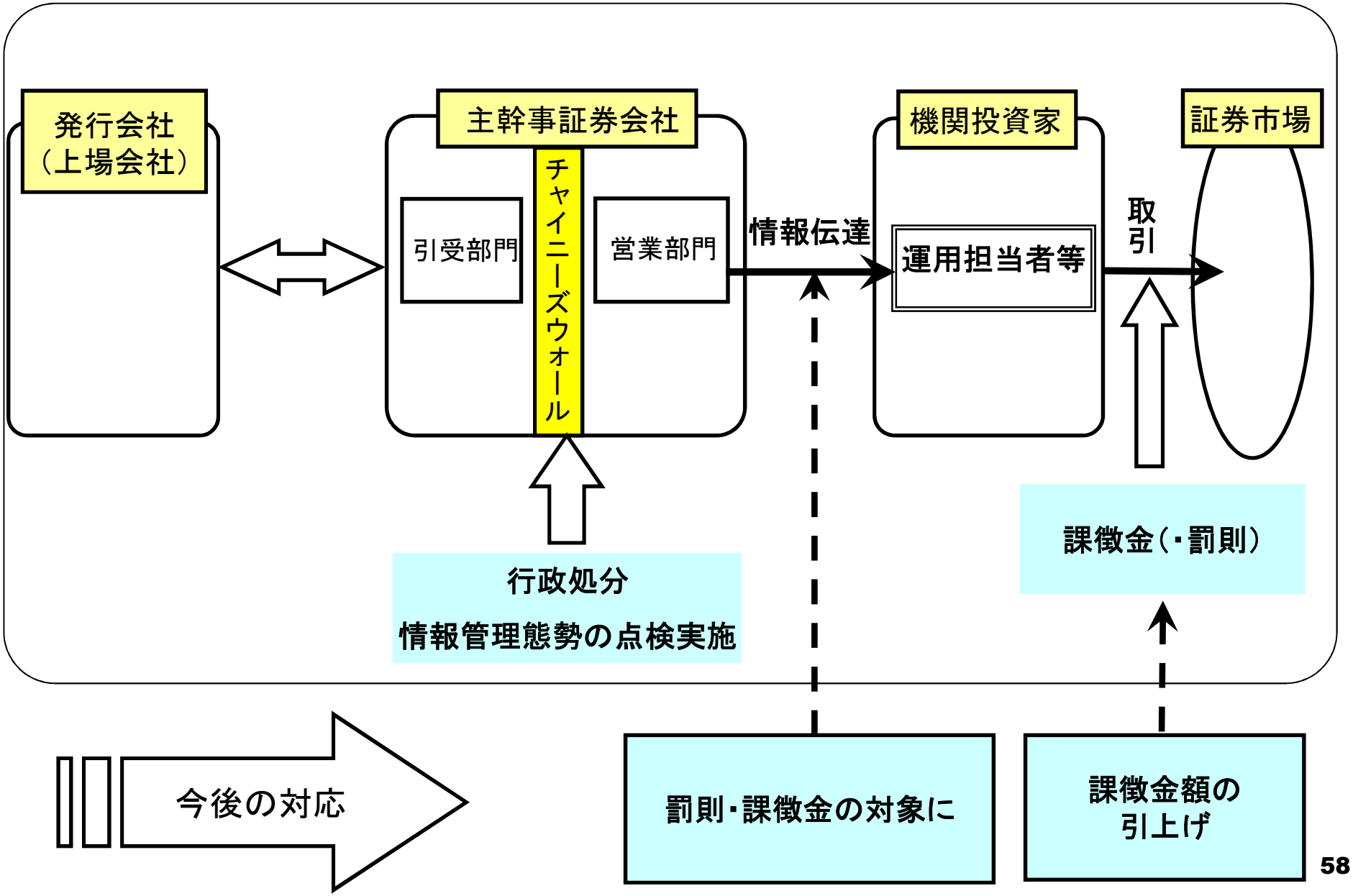

重点施策(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。

- グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。

- 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。

- 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

顧客資産の分別管理義務違反等に関する事例

	丸大証券（東京都中央区）	（参考） 南証券（群馬県前橋市）
◆違反の概要	①顧客分別金信託の信託不足 （顧客預り金を当社の運転資金に流用） ②支払不能のおそれ	①有価証券の募集のため偽計を用いる行為 ②支払不能のおそれ（H12.3.6金融監督庁による破産の申立て） ③社長の関与による顧客からの預り有価証券の持出し （注）②、③は監督部局による認定
◆勧告日 ◆検査結果通知日 ◆行政処分発出日	H24. 3.13 〃 〃　（登録取消し等）	H12. 3.15 〃 H12. 3.17 （登録取消し）
◆日本投資者保護基金の対応 (1)弁済困難の認定 (2)認定の公告 (3)補償額	H24. 3.22 （3.23公表） H24. 3.24 約1.7億円	H12. 3.16 （3.17公表） H12. 3.21 約35億円

最近の主な指摘事例
～第一種金融商品取引業者関連 ～

① 業務運営に関し重大な問題が認められる状況（システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況等） ※FX業者

② 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為 ※FX業者

③ 報告徴取命令に対する事実と異なる報告

④ 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等

⑤ 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況等

⑥ 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況

⑦ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 ※FX業者

⑧ 円LIBORに係る不適切な行為

⑨ 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

最近の主な指摘事例
～投資一任業者関連 ～

① 投資一任契約に係る善管注意義務違反

⑴ 集団投資スキーム（ファンド）に対する出資前の調査及び出資後のモニタリングが不適切な状況

⑵ 2者の顧客との投資一任契約に基づき買付けた同じ投資対象資産について、同一の証券会社でほぼ同時期の買付けにおいて、買付価格に乖離が生じているにもかかわらず、買付価格の決定に際して十分な調査を行っていない状況

② 顧客勧誘資料に虚偽の表示及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

勧誘する対象の運用とは異なる運用商品の運用実績値を記載した虚偽表示や、実績値にシミュレーション結果を合算して勝率等の数値を記載していたにもかかわらず、その旨の注記をしない等の不適切な表示

③ 投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況

権利者から運用報酬を受領している一方で、運用財産として組み入れたファンドの運用者と助言契約を締結し、運用資産残高に連動した報酬を受領している状況

最近の主な指摘事例
～登録金融機関関連 ～

① 損失補てんを申し込む行為

・販売した仕組債に多額の評価損が発生した顧客の親族から、仕組債の勧誘に問題があったと指摘され、販売した責任などとして、仕組債の解約後の資金を定期預金にした場合の金利上乗せなどの要求に応じ、金利優遇の提示を行った

・また、コンプライアンス室長は、A支店長から金利優遇を求められた旨の報告・相談を受けていたにもかかわらず、その事実調査や、適法性等の検討、指導を行わなかった

② 店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備

⑴ 店頭デリバティブ取引について、同一スキームの取引経験が1回以上あるなど一定の顧客が6か月以内に同一商品を同一スキームにて取り組む場合、顧客に対する説明や確認書の徴求が省略可能としていたため、多くの顧客について、想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が行われていなかった

⑵ 通貨オプション取引等の契約に係る契約締結前交付書面について、金融指標等の水準に関する最悪シナリオを想定した中途解約清算金の試算において、策定日以降の急速な円高の進行を踏まえた見直しが行われておらず、中途解約清算金額が適切に試算されていない

主な検査結果に基づく指摘事例（信用格付業者）
～スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン㈱～

- 勧告日：平成24年12月11日
- 勧告内容：

（1） 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況

ア．SCDOの信用格付に影響を与える重要な情報を適切に確認していない状況

イ．SCDOに係る信用格付のモニタリングにおいて参照債務の想定金額の確認態勢が不十分な状況

（2） 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

ア．信用格付のプレスリリースにおける誤った信用格付の公表等

イ．依頼格付・非依頼格付の別に係る誤った公表等

ウ．その他の誤った格付関連情報の提供

※信用格付業者は、平成21年の金商品法改正により、平成22年4月から検査対象先。

最近の主な指摘事例
～第二種金融商品取引業者関連 ～

○ ・ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

・自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

・ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況
（ファンド出資金の管理が極めて不適切な状況、出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況、極めて不適切な配当金の処理状況）

○ ・集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

・権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

・純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況

○ ・信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為

・報告徴取命令に対する虚偽の報告等

・無登録の信託受益権を販売している状況

・信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等

・契約締結前交付書面等の記載の不備

MRI INTERNATIONAL, INC.の概要

所在地	本　　店　アメリカ合衆国ネヴァダ州ラスベガス市サウスチュランゴ通り5330 日本支店　東京都千代田区永田町二丁目14番3号東急赤坂ビル6D
役員	代 表 取 締 役 社 長　エドウィン　ワイ　フジナガ 取　締　役　副　社　長　ナワーズ　アメッド　クレシ 日本における代表者　鈴木順造
役職員数	本店320名、日本支店27名　（平成24年12月末現在）
店舗数	2店舗
登録年月日	平成20年6月4日　関東財務局長（金商）第1881号　第二種金融商品取引業
業務の状況	・　当社は、MARS（Medical Account Receivables：米国の医療機関の診療報酬請求債権）を運用対象とするファンドを米国（ネヴァダ州）で組成し、日本の投資家に対して販売。（日本以外には販売していないとしている。） ・　日本国内での販売は1998年（平成10年）から開始。 ・　平成19年9月金融商品取引法施行とともに、当社が日本で行ってきたファンド事業は第二種金融商品取引業に該当することとなったことから、平成20年6月に金融商品取引業登録。

※　当社提出の事業報告書等に基づく。

当社の説明に基づくスキーム図

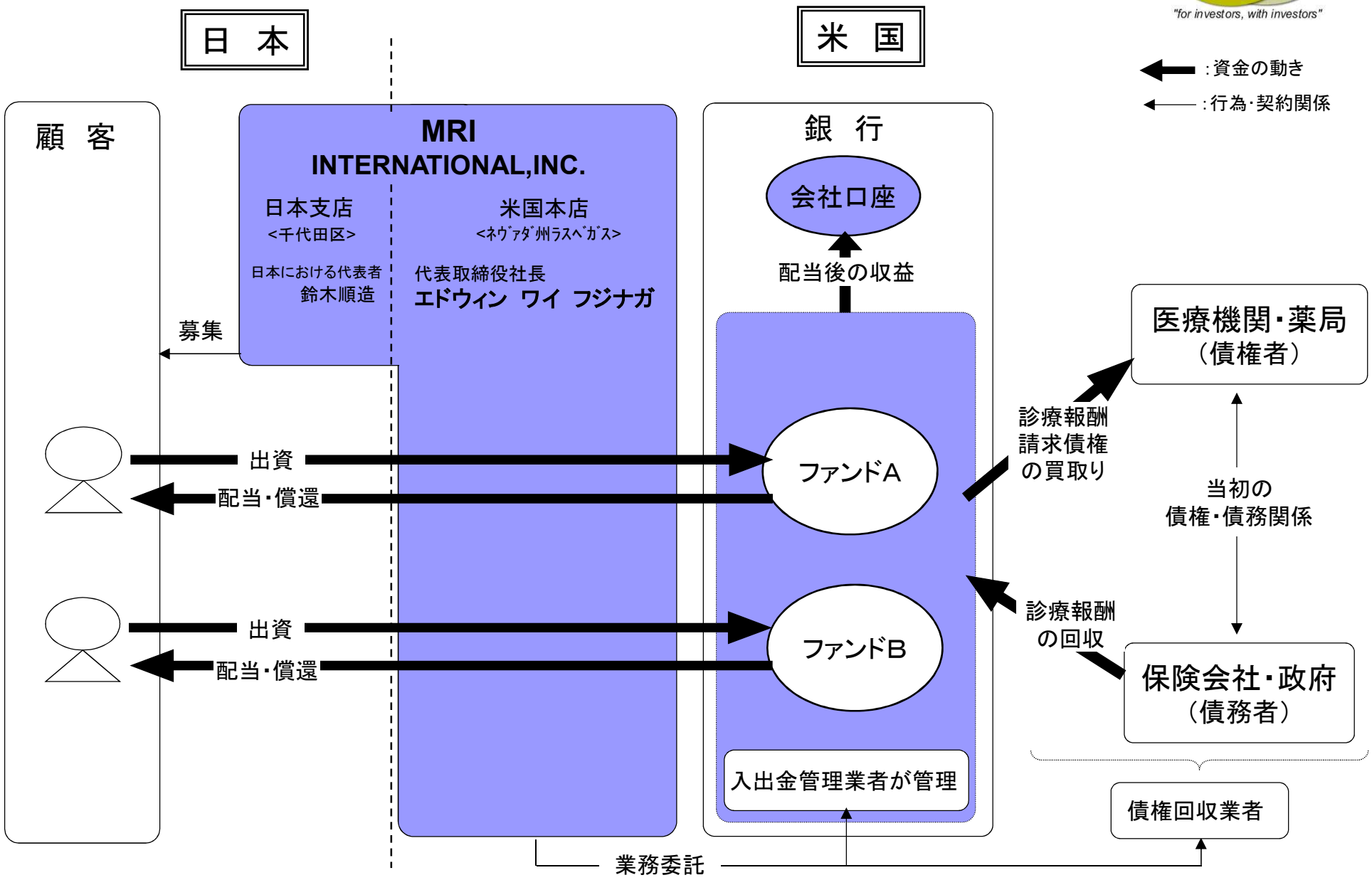

検査で判明した実態

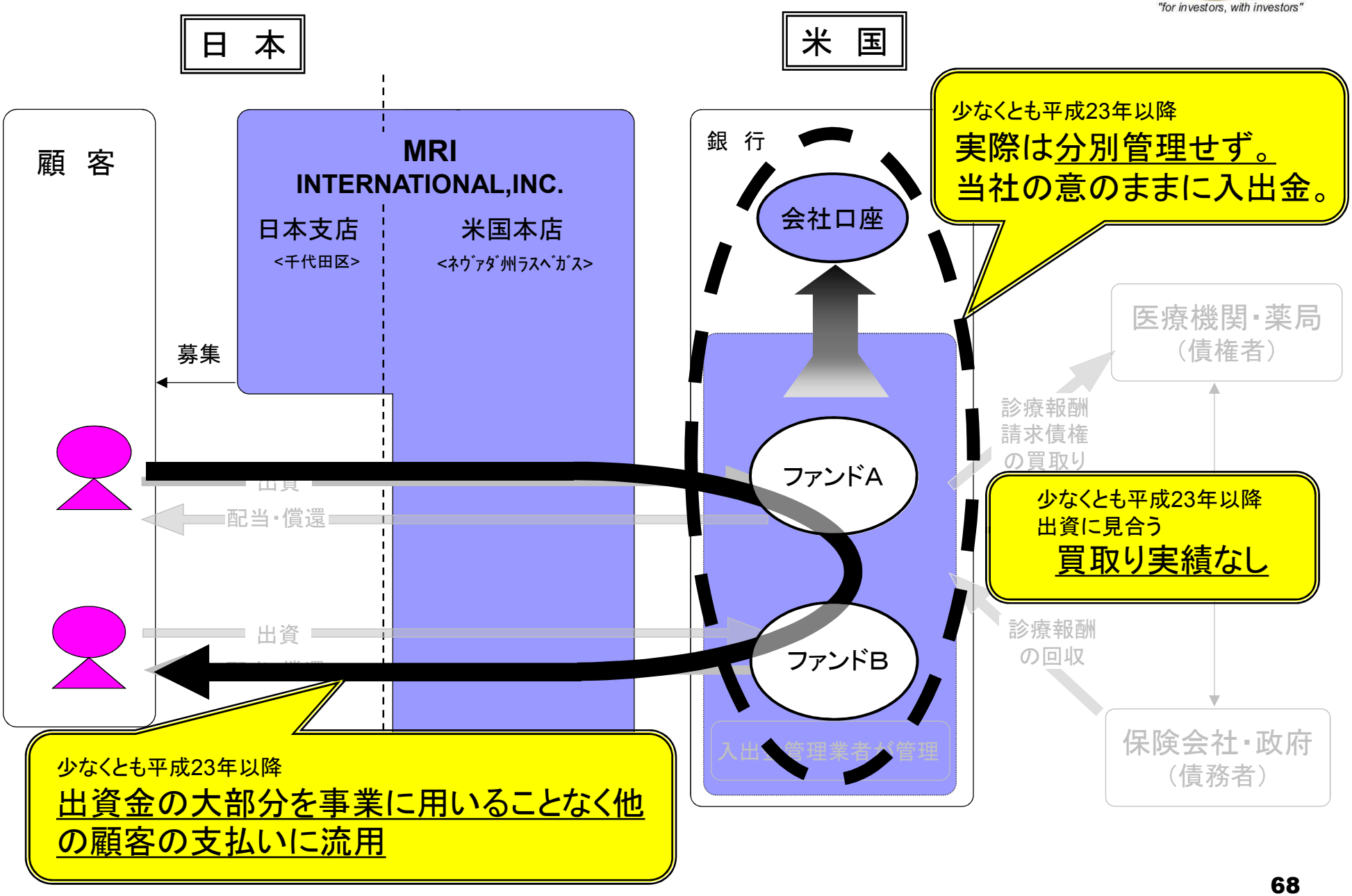
日　本
米　国
顧　客
MRI
INTERNATIONAL,INC.
日本支店
<千代田区>
米国本店
<ﾈｳﾞｧﾀﾞ州ﾗｽﾍﾞｶﾞｽ>
募集
銀　行
会社口座
ファンドA
ファンドB
入出金管理業者が管理
出資
配当・償還
出資
診療報酬
請求債権
の買取り
診療報酬
の回収
医療機関・薬局
（債権者）
保険会社・政府
（債務者）
少なくとも平成23年以降
実際は分別管理せず。
当社の意のままに入出金。
少なくとも平成23年以降
出資に見合う
買取り実績なし
少なくとも平成23年以降
出資金の大部分を事業に用いることなく他の顧客の支払いに流用

行政処分勧告のポイント

（1） 不正又は著しく不当な行為（情状が特に重いとき） 【金商法第52条第1項第9号】

分別管理が行われていない状況において、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等。

（2） 顧客に対する虚偽告知 【金商法第38条第1号】

顧客への説明内容等	実態
出資金の使途 「出資金は診療報酬請求債権の購入及び回収事業にのみ充てられる」	出資金は、他の顧客への配当金・償還金の支払いに流用
配当金の支払い 「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」	配当金の支払いは、他の顧客からの出資金を流用

（3） 事業報告書の虚偽記載 【金商法第47条の2】

資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載して提出。

（4） 報告徴取命令に対する虚偽報告 【金商法第52条第1項第6号】

証券取引等監視委員会による報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答していたが、そのような事実なし。

ファンド業者、無登録業者への対応（25年度検査基本方針（抄））

2. 検査実施方針（1）①

ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪質な事例が引き続き認められている。証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

MJホールディングス株式会社が行っていたファンド（匿名組合）スキーム概要（平成23年4月～平成24年11月）

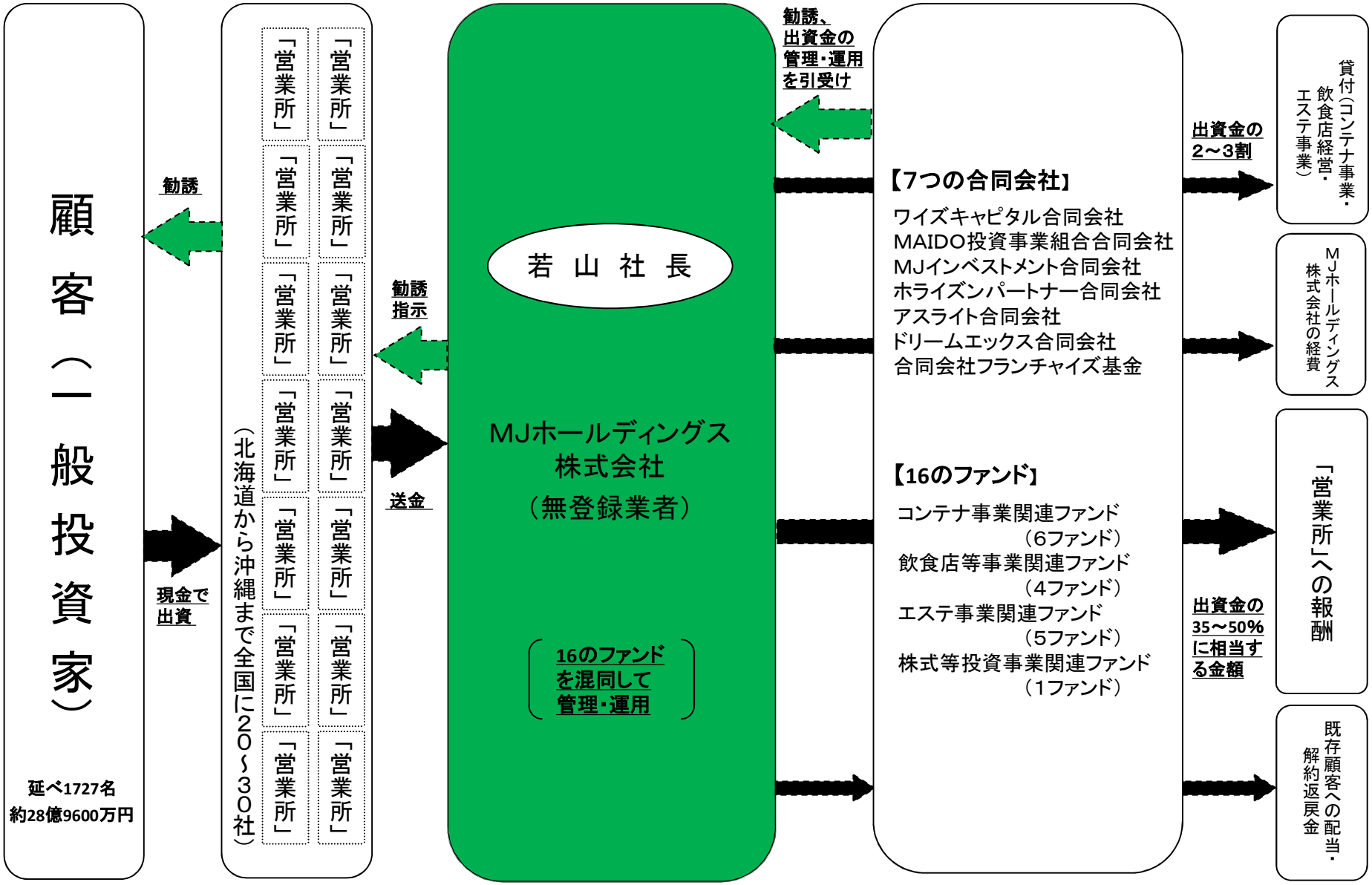

（注）平成25年3月11日公表

無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て

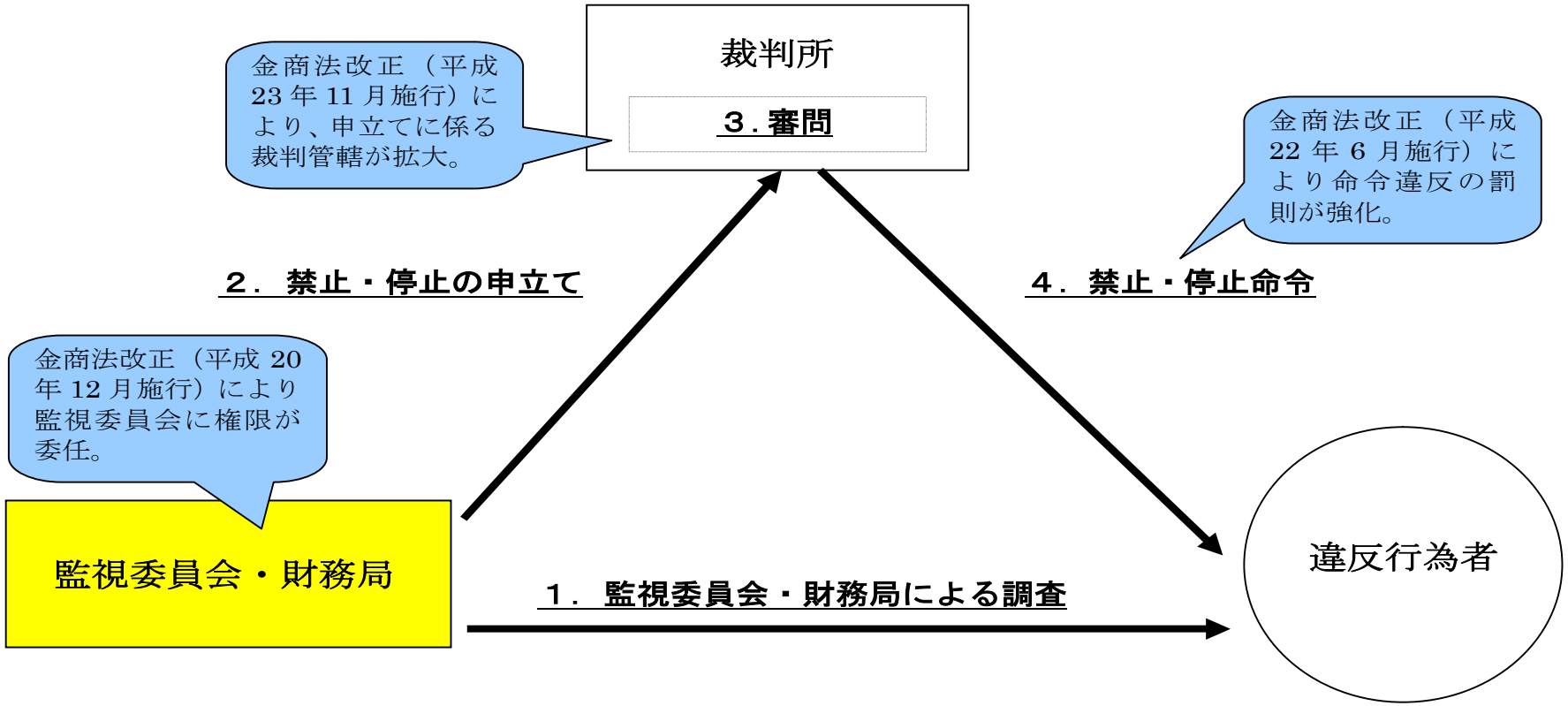

＜金商法第１９２条＞
裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て（実施状況）

被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
１．㈱大経 他２名 （東京都中央区）	平成 22 年 11 月 17 日 （東京地裁）	**無登録金商業（株券等の募集の取扱い等）の禁止** ➢金融商品取引業の登録を受けずに、㈱生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。このほか、４つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成 22 年 11 月 26 日 （申立てどおり発令）
２．㈱生物化学研究所 （山梨県中央市）	平成 22 年 11 月 26 日 （甲府地裁）	**無届募集（株券等）の禁止** ➢有価証券届出書を提出せずに、㈱大経と連携して自社の株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。	平成 22 年 12 月 15 日 （申立てどおり発令）
３．ジャパンリアライズ㈱ 他２名 （北海道札幌市、適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年4月 28 日 （札幌地裁）	**無登録金商業（ファンドの私募等、運用）の禁止** ➢金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、特例業務の要件を逸脱して、20 本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成 23 年5月 13 日 （申立てどおり発令）
４．㈱ベネフィットアロー 他３名 （東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年6月 24 日 （東京地裁）	**無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止** ➢金融商品取引業の登録を受けずに、他の特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	平成 23 年7月5日 （被申立人1名に対し、申立てどおり発令） 平成 23 年7月 15 日 （上記1名以外の被申立人に対し、申立てどおり発令）
５．㈱Ｅファクトリー及び ㈱エクセレント他１名 （東京都新宿区、適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年 12 月 22 日 （東京地裁）	**適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止** ➢㈱Ｅファクトリー及び㈱エクセレントが運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成 24 年2月3日 （申立てどおり発令）
６．Ｆ－ＳＥＥＤ㈱ 他１名 （名古屋市中区、適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 25 年3月 22 日 （名古屋地裁）	**適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止** ➢Ｆ－ＳＥＥＤ㈱が運営するファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成 25 年4月 11 日 （申立てどおり発令）

平成25年度証券検査基本方針のポイント

《基本的考え方》

証券検査の役割

○金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告

○金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

証券検査を巡る環境

○検査対象業者の拡大・増加（全体で延べ約8,000社規模）

○金融商品・取引の多様化・複雑化

検査を巡る現下の課題

○AIJ問題、増資インサイダー問題などの重大事案の発生

↓

○個別の法令違反の検証だけでなく法令遵守意識・職業倫理の向上による**投資者の信認の回復**が必要

↓

＜検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み＞

- 業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、*情報の収集・分析能力を強化*
- 業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、*リスク・ベースで検査対象先を選定*
- 中小業者への検査未実施によるリスクを低減するため、*検査実施率（カバレッジ）を増加させる取組み*

《検査実施方針（主な重点検証事項）》

○法人関係情報の管理

○投資一任業者に対する集中的な検査の継続（「年金運用ホットライン」での情報収集・分析の取組みの強化）

○悪質なファンド業者・無登録業者への対応

○大規模な証券会社グループについて常日頃からグループ全体の状況を把握

○財務の健全性等に関する検証

○第二種金商業者、投資助言・代理業者について登録後早期に業務運営体制を把握

証券検査における対象業者数

証券監視委発足当時

- 国内証券会社
  216　（4年12月）
- 外国証券会社
  49　（4年 6月）
- 金融先物取引業者
  216　（5年 5月）
- 証券業務（窓販）の認可を受けた金融機関
  619　（5年 7月）

平成25年3月

- 第一種金融商品取引業者　285
- 登録金融機関　1,126
- 投資運用業者　315
- 投資法人　53
- 投資助言・代理業者　1,051
- 第二種金融商品取引業者　1,279
- 金融商品仲介業者　743
- 適格機関投資家等特例業務届出者　3,017
- （無登録業者）

重点施策(6) 自主規制機関などとの連携

- 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

Ｊ－ＩＲＩＳＳ

● J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）

- 内部者取引等の未然防止を目的として、上場会社の役員に関する情報を登録するデータベース。
- 日本証券業協会が全国の証券取引所の協力の下に運営。
- 証券会社は、顧客情報と当該データベースの役員情報を照合・確認が可能。
  →不公正取引等を水際で確認し、可能な限り、排除。

● 23年6月　日証協「内部者取引の未然防止のためのJ-IRISSの活用に関する検討報告」を踏まえ、金融庁総務企画局長、監督局長、証券監視委事務局長連名で書簡（日証協、各取引所宛）送付
  →J-IRISSへの登録促進に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して対応。

● この他、金融庁・証券監視委は、各種講演において、上場企業関係者に、J-IRISSへの登録を呼びかけ。

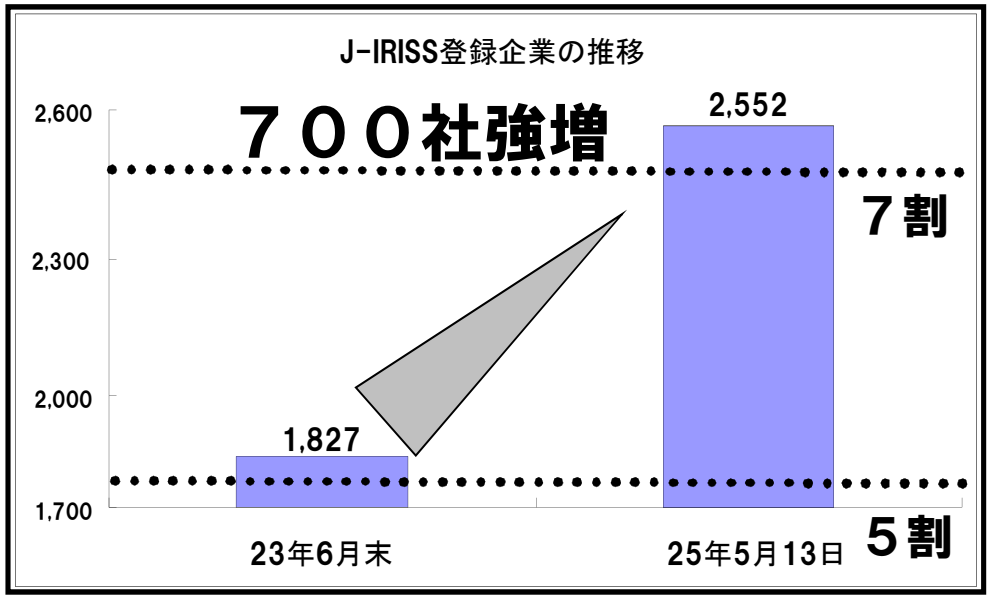

（統計出所）日本証券業協会ウェブサイト

「J-IRISSの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて」（要請）　（一部抜粋）

インサイダー取引の防止に向けては、証券会社のみならず、上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

貴協会におかれましては、今後ともJ-IRISSへの登録促進について上場会社に対し働きかけるとともに、協会員である引き受け幹事証券会社にも協力要請を行うなど様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進いただくよう宜しくお願いいたします。

上場会社のウェブサイト上の情報管理について

- 昨年、証券監視委が市場監視活動を行う過程で、一部の上場会社において、インターネット上に公開している自社ウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、公表予定時刻より前に外部の者が容易に閲覧できるケースがあることが判明（次ページ参照）。
- これを受け、証券取引所は、全上場会社に対し、平成24年10月に注意喚起を行い、平成25年3月には一斉点検を要請。
- 同年4月5日、金融庁及び証券取引所は、上場会社代表者に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の「留意事項」を通知。同時に証券取引所は、再発防止のための今後の対応を公表。
- 同年4月30日、証券取引所は、公表予定時刻より前の自社ウェブサイト等における会社情報の取り扱いに関する規則改正の要綱案を公表（同年6月下旬を目処に実施）。

【例】

① 上場会社A 社は、自社の会社情報をTDnet（適時開示情報伝達システム）に公表する時刻に合わせて、自社ウェブサイトにも掲載して公表している。

② A 社は、自社ウェブサイトへの掲載処理をスムーズに行うため、公表予定時刻より前に公表予定資料を、予め「公開ディレクトリ」に保存し、公表時刻にトップページから当該公表予定資料にリンク付けをして、公表している。
（下図では、A 社が、第1 四半期決算短信（1Q 短信）を、午後3 時30 分に自社のウェブサイトに掲載するため、午後2 時00 分に公開ディレクトリに保存したと想定。）

③ 外部者が、公表予定資料のアドレス（URL）を推測・探知するなどして、「公開ディレクトリ」に保存された公表予定資料を公表時刻前に閲覧できる状況となっていた。

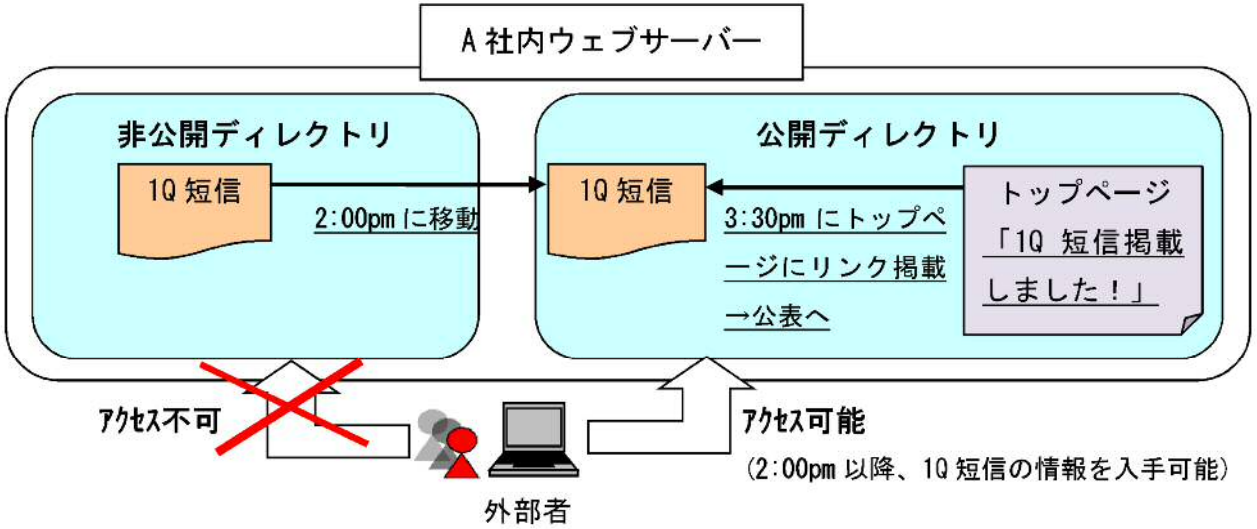

重点施策(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

市場のグローバル化への対応

1．海外当局による摘発事例

海外当局による処分発表日	摘発した海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨監督庁（MAS）	シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス機構（FSA）	英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委員会（SFC）	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員会（SFC）	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	㈱日本航空	相場操縦、不正行為

２．証券監視委による主な摘発等の事例

＜告発＞

告発日	嫌疑者	違反行為	連携した主な海外当局
H21.4.27 （東京地裁判決は H21.12.10）	ジェイ・ブリッジ㈱ 取締役会長	内部者取引	シンガポール 通貨監督庁（MAS）
H24年3月6日及び同28日 （公判係属中）	オリンパス㈱、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	―
H24年3月16日 （公判係属中）	㈱セラーテムテクノロジー 及び同社役員	偽計（架空増資）	―
H24年7月9日、同30日、9月19日及び10月5日 （公判係属中）	AIJ投資顧問㈱及び同社役員等	投資一任契約の締結に係る偽計	―

＜課徴金納付命令勧告＞

勧告日	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した主な海外当局
H24.6.8 ※審判手続中	・First New York Securities L.L.C. ・個人	内部者取引	東京電力㈱	米国証券取引委員会（SEC）
H24.6.29 （課徴金納付命令は H25.1.8）	ジャパン・アドバイザリー合同会社	内部者取引	日本板硝子㈱	―
H24.11.2 （課徴金納付命令は H25.4.16）	ジャパン・アドバイザリー合同会社	内部者取引	エルピーダメモリ㈱	―
H24.12.13 （課徴金納付命令は H25.1.18）	タイガー･アジア・パートナーズ・エルエルシー	相場操縦	ヤフー㈱	米国証券取引委員会（SEC）

＜行政処分勧告＞

勧告日	勧告対象者	違反行為等	連携した主な海外当局
H24.3.22 （行政処分はH24.3.23）	AIJ投資顧問㈱	・投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 ・虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・忠実義務違反	ー
H25.4.26 （行政処分も同日）	MRI INTERNATIONAL, INC.	・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委員会 （SEC）

※連携した主な海外当局欄は、対外公表時に海外当局名を明らかにしたもののみ記載。

国際証券監督者機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（マルチMOU）

証券取引のグローバル化

国境を越えた証券不正行為等への対応

国際協力の必要性の増加及び
01年の同時多発テロをきっかけに
多国間情報交換枠組みを構築
↓
02年5月　IOSCO　マルチMOU
08年2月　日本（金融庁）署名

― 証券不公正取引等に関して：

・海外当局から審査・検査情報等を取得
・海外当局の依頼に基づき、情報を提供

― 現94加盟当局 ―　（2013年3月末時点）
主要加盟国・地域と情報交換の体制

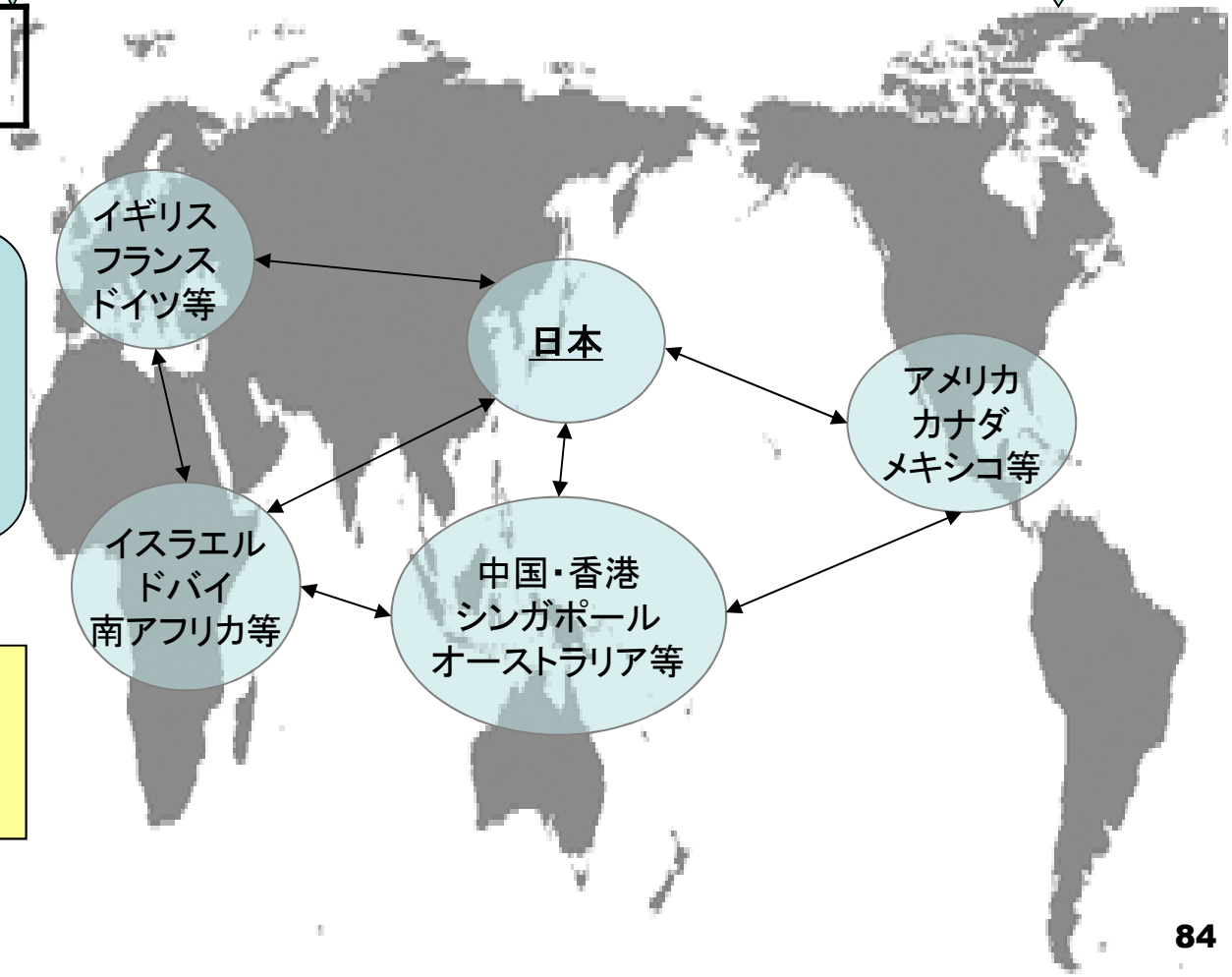

IOSCO 多国間 MOU 署名国一覧

（2013 年 3 月現在）

署名国・地域（93 当局）

※左から右に、署名年月日順に記載

欧州 **(41)**	ギリシャ	ポルトガル	フランス	ジャージー	英国
	スペイン	ハンガリー	リトアニア	イタリア	ポーランド
	ドイツ	スロバキア	ベルギー	マン島	マルタ
	デンマーク	ノルウェー	チェコ	ルクセンブルク	フィンランド
	オランダ	ルーマニア	ガーンジー	モンテネグロ	アルバニア
	クロアチア	スロベニア	キプロス	スルプスカ	オーストリア
	ブルガリア	セルビア	スイス	アイスランド	マケドニア
	エストニア	ﾘﾋﾃﾝｼｭﾀｲﾝ	スウェーデン	ﾎﾞｽﾆｱﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ	アイルランド
	ラトビア				
北米・中南米 **(16)**	オンタリオ州（カナダ）	米国 SEC	ケベック州（カナダ）	米国 CFTC	メキシコ
	アルバータ州（カナダ）	ブリティッシュコロンビア州（カナダ）	英領バージン諸島	バミューダ	ケイマン諸島
	ブラジル	ウルグアイ	コロンビア	ペルー	エルサルバドル
	バハマ				
アジア **(15)**	香港	インド	スリランカ	シンガポール	マレーシア
	中国	金融庁（日本）	タイ	モルディブ	韓国
	パキスタン	台湾	経産省（日本）	農水省（日本）	ラブアン
大洋州 **（２）**	オーストラリア	ニュージーランド			
中東 **（９※）**	トルコ	イスラエル	ドバイ	バーレーン	ヨルダン
	サウジアラビア	シリア	オマーン	アラブ首長国連邦	カタール
アフリカ **（９）**	南アフリカ	ナイジェリア	モロッコ	ケニア	西アフリカ経済通貨連合
	チュニジア	タンザニア	エジプト	モーリシャス	

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

（参考）証券監視委の市場監視活動と市場の活性化・国際競争力

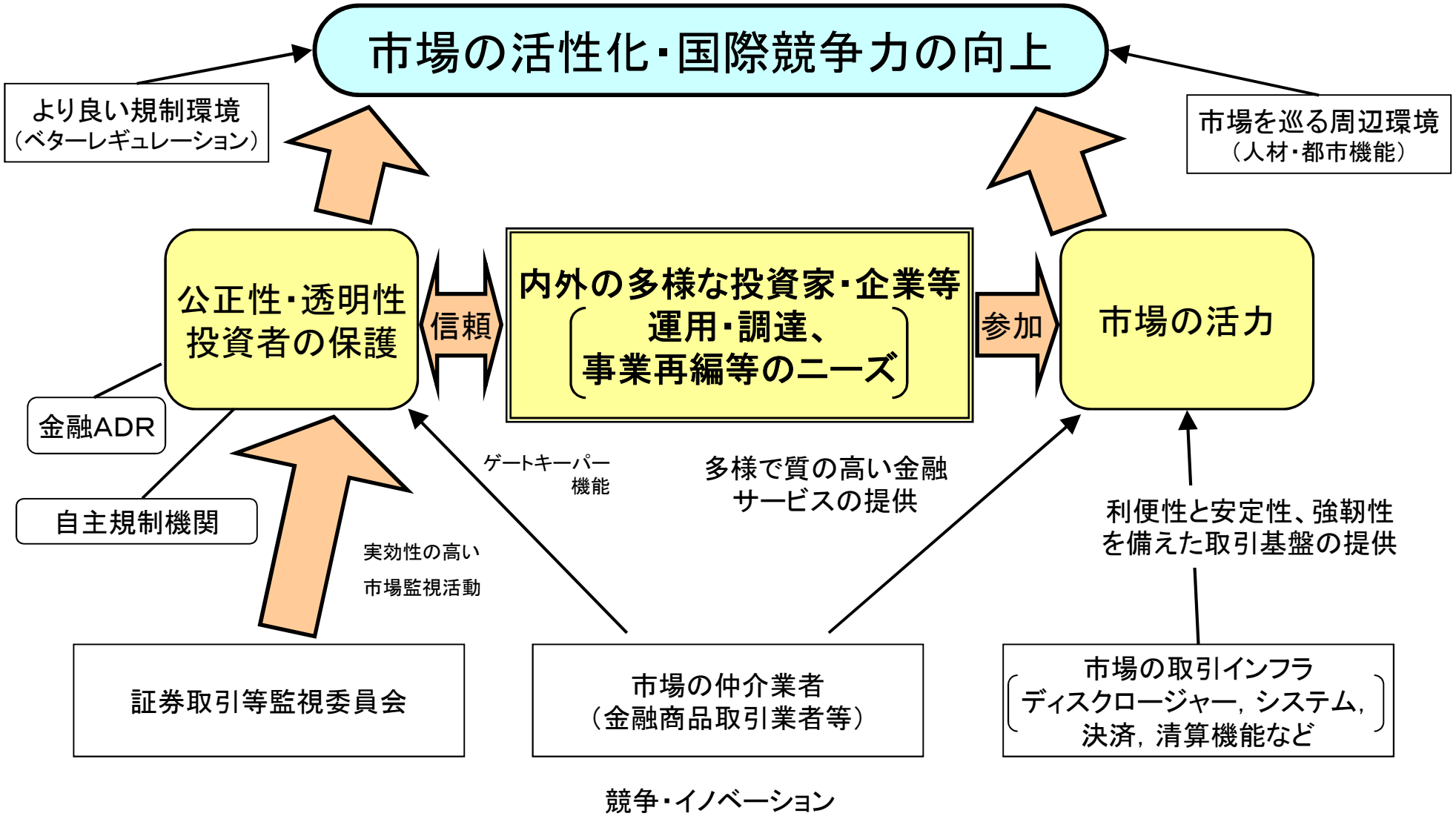

ご清聴ありがとうございました

情報提供は
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは
http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm
tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は
http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
tel: 03-3581-9854